

ぶらあ〜と通信

発行元 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」
〒086-1110 北海道標津郡中標津町西10条南9丁目1番地4
電話 0153-73-3178
ファックス 0153-73-3179
電子メール nemurokeniki.soudan2@apost.plala.or.jp
ホームページ <http://www.dofukui.or.jp/access-nemuro/>

第9号

平成21年度「あくせす根室」の体制について

○北海道障がい者総合相談支援事業の終了

平成17年7月より、北海道（根室保健福祉事務所）から委託され活動してきた「根室圏域障がい者総合相談支援センター事業」が平成21年3月をもって廃止されました。

障害者自立支援法の制定前に先駆けて、障害種別、年齢を問わない相談支援センターを北海道が委託をし道内14か所で実施していましたが、障害者自立支援法が制定され、各市町村に「障がいの相談窓口」が開設されことなどもあり、約4年間の活動を持って北海道障がい者総合相談支援事業が発展的に終了することとなりました。

○広域相談支援体制整備事業の開始

北海道障がい者総合相談支援事業は廃止されましたが、平成21年度から『障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、障害保健福祉圏域に相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における生活支援体制構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う。』ことを目的として広域相談支援体制整備事業が新たに北海道でスタートいたしました。

北海道の障害者保健福祉圏域ごとに職員配置数が異なっていて、根室管内は一人配置ということになりました。

根室保健福祉事務所のプロポーザルを経て社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」がこの事業を受託し、地域づくりコーディネーターとして浜尾勇貴（社会福祉士、精神保健福祉士）を配置しています。

○《市町村版》根室圏域障がい者総合相談支援センター事業開始

北海道の根室圏域障がい者総合相談支援センター事業は廃止に伴い、根室管内の1市4町にて新たに『障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、年齢、障がい種別等を超えて総合的な相談支援体制を確保するために』根室圏域障がい者総合相談支援センター設置連絡協議会を設置し、根室圏域障がい者総合相談支援センター事業が平成21年度より開始されました。この事業も当法人で受託することができ、沼山晶子（精神保健福祉士）を配置して事業にあたっています。

○平成21年度の「あくせす根室」の体制について

平成21年度より、北海道と1市4町から設置された協議会から事業を受託してセンターを運営することとなりました。

見た目、顔ぶれは変わりませんが、心機一転頑張っていますのでこれまで同様ご指導よろしくお願いたします。

北海道障がい者条例が公布されました。

まだ、ご存じでない方も多いと思いますが平成 21 年3月31日に「北海道障がい者条例」が交付されています。

○条例の可決・成立について

平成 21 年第 1 回定例道議会において議員提案された「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）が全会一致で可決され、平成 21 年 3 月 31 日付けで公布しました。

この条例の施行期日については、第 1 章、第 2 章及び第 9 章が平成 21 年 3 月 31 日、その他は「規則で定める日」としており、道では、今後、この条例に規定するさまざまな施策を早期に具体化できるよう、障がいのある方々や道民のみなさまのご意見を幅広く伺いながら、進めていくこととしています。

○本格施行は平成 22 年 4 月 1 日

北海道では、来年の 4 月 1 日に本格施行するため、条例に基づく仕組みや施策について検討を進めています。検討にあたり障がいのある方や家族、関係団体など多くの地域住民の意見を伺うことにしています。

皆さんの意見を施策検討の場に反映させるため全道各地でタウンミーティングが開催されています。根室管内対象のタウンミーティングは 8 月にすでに終了していますが「困ったこと」「暮らしづらいこと」「街を良くするアイデア」などのご意見は平成 21 年 11 月 10 日まで募集しています。

タウンミーティングに参加できなかった方、参加したが意見を言えなかった方、条例の存在を知らなかった方などは、積極的に応募してください。（送り先は下記に記載してあります。）応募の際の様式などは同封している用紙をお使いください。（参考書類も同封しています。）

* 条例についての情報は北海道のHPでも公開されています。（意見応募用紙や資料などが公開されています。）（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/zyourei.htm>）

《ご意見の送り先》

● E メール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

● ファックス：011-232-4068

● 住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主査（条例）あて

締め切り：平成 21 年 11 月 10 日（火）

《北海道障がい者条例とは・・・》（北海道作成資料より）

■障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

■この条例には、とても幅広いさまざまな取組みが盛り込まれていますが、主なものとしては、次の 4 つがあります。

- ① 障がいのある方が暮らしやすい「地域づくり」を進めます。
- ② 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します
- ③ 障がいのある方の差別や虐待をなくし、権利擁護を進めます。
- ④ それぞれの地域で障がいのある方が暮らしやすい地域づくりを話し合う「地域づくり委員会」を設置します。

地域情報紹介コーナー

自立サポートセンター 工房ういんくる

NPO法人「手をつなぐしらかばの会」が平成21年6月1日に中標津町に初めて開設した就労継続B型の事業所です。利用定員は20名となっています。資源が少ないと言われる地域でまた新たな社会資源が誕生しました。



協力他団体のイベントに出店参加



「ういんくる」は月曜日から金曜日の9:00～15:30でさまざまな活動をしています。

開設したばかりのためまだ人数は少ないですが、高等養護学校の実習生や見学などが多数あるということでした。先日、お邪魔したときも団体での見学が来ており賑やかで楽しそうな雰囲気でした。

基本方針として「安易な保護・管理をせずに、一人ひとりの自主性・自己決定を尊重し、個々の能力に応じた作業・生活援助をする」ことを掲げて一人ひとりの想いを尊重して実施しているとお話してくださいました。現在のところ「ペット用おやつづくり」、新聞紙などで作成した「エコ薪づくり」や「草刈り」、「畑仕事」、などの外注仕事も実施していて、冬には「雪かき」も実施したいということです。



協力農場で、作業中

町内外施設見学会で職員の説明をうける。



ワンコのおやつ「おやつだワン！」製造作業中

仕事内容もできるだけ、利用する方に合わせて考えていきたいとお話してくださいました。

「ういんくる」の名前の由来はラテン語で「絆（きずな）」という意味からきていて『皆さんと絆を築いていきたい』という想いが込められています。

【お問い合わせ】

<本部事務局>

〒086-1052

北海道標津郡中標津町東12条北7丁目2番地12
スズキマンション201号室

電話 0153-74-9580

FAX 0153-74-9581



町内施設に「おやつだワン！」の店内販売協力を受ける。

お知らせ

障がいを持つ人の人権について学ぼう !!

『長瀬 修 講演会』のお知らせ

今回講師としてお呼びする長瀬修氏は、国連における障がい者の権利条約の議論に長く関わってきました。

障がい者の権利をめぐって何が議論され何がスタンダードとならなければいけないのか？日本における障がい者政策がどのように変わっていかなければならないかを知り、私たちは何を大事にして何が求められているのかについてお話しを伺いたいと思います。

《日 時》 平成21年11月28日(土) 14:30~16:30

《場 所》 中標津町総合福祉センター「プラット」2階会議室

《内 容》 ★障がい者の人権って(障がい者の権利について)

★支援者が行うべき支援のあるべき姿・視点

★合理的配慮って何だろう？何が差別なのか？何が配慮か？

★支援者の視点として何が求められるか？

《講 師》 長瀬 修 氏 東京大学大学院経済学研究科特任准教授

《参加費》 無 料 (定員60名程度となっています。)

★詳しくは別紙をご覧ください。

土曜の会 (家族の集い)

心の病のことで悩んでいる家族、病院には行っていないが不安や悩みを抱えている家族の方たちが一緒に集う場として設定されています。

お互いの悩みや問題を話し合い、経験をもとに情報交換をすることで、生活していくためのヒント、病気への理解、地域への啓蒙も含め少しでも家族の悩みが和らぐことに役立ってほしいと考えています。昨年度から数回実施して情報交換などを行っています。

お昼ごはんを持参して皆さんと一緒にお話してみませんか？

●日 時 別紙をごらんください

●場 所 中標津町西10条南9丁目1番地4

中標津町総合福祉センター「プラット」 ラウンジ (喫茶コーナー)

●問合先 永 野 (北海道精神障がい者家族連合会 家族相談員第67号)

電 話 : 090-8373-9957

●参加費 無 料

●お願い 昼食などはお手数ですがご持参ください。

また、当日に参加者がいない場合もありますので可能な限り事前にお電話をいただくと助かります。

あとかき

今年度の初の「ぶらあ〜と通信」がようやく発行ができました。大変遅くなりましたが一読していただくと幸いです。

体制が少し変わりましたが今後ともよろしくお願いたします。

